**障がい者を対象とした職員を募集します**

**総務課人事担当　23-5195**

　平成31年4月1日採用の障がい者を対象とした大崎市職員を募集します。

試験区分・職種・募集人員

■初級試験

　行政　若干名

■社会人試験

　行政　若干名

受験資格

　次のすべてを満たす人

①初級試験は、平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。社会人試験は昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人、または知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医のいずれかから知的障がい者であると判定されている人

※受験申し込み時点で、手帳の有効期限が切れていたり、交付申請中の場合は受験できません。

③活字印刷による出題に対応できる人

試験日・申込方法など

■一次試験日

　11月25日

■受験申込書の請求方法

　総務課または各総合支所地域振興課で、月～金曜日（祝日除く）8時30分から17時15分まで配布しています。

　郵送で請求する場合は、封筒に「受験用申込用紙請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）に郵便番号・住所・氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（縦横4・5センチメートルの写真貼付）と受験票（62円切手貼付）に必要事項を記入し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、または精神保健指定医などから知的障がい者であると判定されたことが分かる証明書の写しを添えて、持参または郵送で提出してください。

　郵送の場合は、封筒に「大崎市職員採用試験受験申込」と朱書きし、簡易書留郵便などの確実な方法で送付してください。

■送付先

　〒989─6188

　大崎市古川七日町1─1

　大崎市役所総務課人事担当

■受付期間

　11月1日から15日 17時15分まで

※土・日曜日、祝日は受け付けできません。

※郵送の場合は、11月15日17時15分まで総務課に届いたものが有効です。当日消印有効ではないので注意してください。

**11月は市民憲章の制定月です**

**まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069**

大崎市民憲章は、平成18年11月３日に制定された、大崎市に住むすべての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。

　市民憲章は前文と本文で構成されています。市民憲章制定月に当たり、あらためて本文に込められている思いを紹介します。

市民憲章の配布

　事業所などに市民憲章の掲示を希望する人に、市民憲章を印刷した物（Ａ２サイズ、４２０ミリメートル×５９４ミリメートル）を配布しています。

　詳しくは、まちづくり推進課まで連絡してください。

**大崎市民憲章の構成**

**前文**恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、市の風景が浮かぶように表現されています**。**

**本文**市民が市に生きる誇りや喜びを感じ、市民としての責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる市を創造していくという思いが込められています。

**第３次大崎市男女共同参画推進基本計画に対する皆さんからの意見を募集します**

**まちづくり推進課男女共同参画推進室　23-2103**

市では、「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現に向けて、第3次大崎市男女共同参画推進基本計画を策定しています。

　社会情勢の変化や国の制度改正、市の現状と課題を踏まえた内容に見直すため、基本計画（中間案）に対する皆さんからの意見を募集します。

■閲覧方法

①市ウェブサイトでの閲覧（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,250,29,html）

②窓口での閲覧

▼まちづくり推進課（市役所　西庁舎４階）

▼市政情報センター（市役所　東庁舎１階市政情報課内）

▼市政情報コーナー（市役所　各総合支所地域振興課内）

■対象

　市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

　11月12日～12月7日

■意見の提出方法

　計画（中間案）に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号など）を必ず記載し、持参、郵送、ファクス、Ｅメールのいずれかの方法で提出してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

①持参の場合

　月～金曜日（祝日除く）８時30分から17時15分まで

　まちづくり推進課または各総合支所地域振興課に持参

②郵送の場合

　〒9８９―６１８８

　大崎市古川七日町１番１号

　大崎市市民協働推進部まちづくり推進課に郵送（12月7日消印有効）

③ファクスの場合

　まちづくり推進課（23-2427）に送信

④Ｅメールの場合

　まちづくり推進課（machi@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**給与支払報告書の作成は早めの準備をお願いします**

**税務課市民税担当　23-2148**

給与支払報告書の作成・提出

　給与の支払いを行う法人または個人は、平成30年中に従業員（アルバイト・パートを含む）に支払った給料・賃金・賞与などを基に、給与支払報告書を作成し、提出してください。

　期限内に提出がないと、市民税・県民税の課税を年度当初で行えず、従業員が１回当たりに支払う納付金額が増える可能性があります。早期提出に協力をお願いします。

　また、提出の際には、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、法人番号と従業員の個人番号の記載が必要です。すべての項目を正しく記入するよう、注意をお願いします。

■提出期限

　平成31年1月31日

■提出先

　平成31年１月１日現在における従業員の住所地の市町村

※郵送の場合は、郵送する市町村の担当部署を確認し、提出期限まで到着するように郵送してください。

eLTAX（エルタックス）による提出の推奨

　インターネットを利用したeLTAX（地方税ポータルシステム）には、申告書の入力・計算誤りを防ぐチェック機能や、1度で複数の地方公共団体に提出できる機能などがあります。

　さらに、個人事業主や代理人が提出する際に必要な、本人確認書類が不要です。ぜひ利用してください。

　詳細は、一般社団法人 地方税電子化協議会のウェブサイト（http://www.eltax.jp/）で確認してください。

市県民税課税通知書の送付

■特別徴収（月々の給与から天引き）平成31年５月15日に事業所へ発送する予定です。

■普通徴収（直接個人で納付）平成31年６月14日に本人に発送する予定です。

平成30年分事業所向け年末調整説明会

日時　11月14日　古川地域：10時～12時、古川地域以外：14時～16時

場所　大崎市民会館大ホール

問い合わせ　古川税務署法人課税第一部門　22-2654

平成30年分青色申告決算説明会および

消費税軽減税率制度説明会

■営業・不動産所得

日時　12月6日　古川地域以外：10時～11時30分、古川地域：13時30分～15時

場所　大崎合同庁舎1階大会議室

■農業所得

日時　12月7日　古川地域以外：10時～11時30分、古川地域：13時30分～15時

場所　大崎合同庁舎1階大会議室

問い合わせ　古川税務署個人課税第一部門 　22-1713

**平成31年度からの奨学生を募集します**

**学校教育課学校総務担当　72-5033**

平成31年４月に進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、再度応募してください。

大崎市奨学資金とは

　有用な人材を育成するため、高校・大学への進学意欲と能力のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

■貸与月額

高校生　１万5０００円

大学生・短大生・専門学校生など　３万円

■貸与期間

　正規の修学年限が満了する月まで

■貸与方法

　年２回、奨学生名義の口座に振り込み

■対象

　次のすべてを満たす人

①保護者が市内に居住している人

②経済的理由で就学が困難な人

③第１学年から応募時点までの５段階評定の平均値が３・０以上の人

※5段階評定の平均値が３・０未満の場合は、学校長の所見が必要です。

④2人の連帯保証人がいる人１人は保護者、もう１人は生計を別にする返済資力のある人）

■償還方法

　卒業した翌年から７年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還してください。利子はありません。

大崎市奨学資金の申請方法

　申請書などは、教育委員会学校教育課および教育委員会古川支局、各支所、市内の中学校、大崎管内14高等学校で配布します。

■募集人員

高校生　10人程度

大学生・短大生・専門学校生など　20人程度

■募集期間

　11月1日～12月17日

■奨学生の貸与決定方法

　大崎市奨学資金貸与事業運営委員会で平成31年2月に審査・選考を行い、内定者を決定します。選考結果は全応募者へ通知します。

　内定した人は、平成31年４月に誓約書と在学証明書を提出してください。その後、正式な貸与決定となります。

大崎市奨学資金貸与事業への寄附を受け付けています

　経済的理由で修学困難な学生や生徒に奨学資金を貸与するため、皆さんからの寄附を募集しています。

　寄附は、2,000円以上の場合に税制上の優遇措置（所得税や住民税などの控除）を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

**「地球温暖化対策」をできることから始めましょう**

**環境保全課生活環境担当　23-6074**

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

　市では、市民、事業者など市内で生活・活動するすべての人が協働して地球温暖化対策に取り組むため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

　この計画では、市全体で排出する温室効果ガスの削減目標を定めています。目標の達成に向けて、6つの基本方針に沿った取り組みを実施しています。

■基本方針

①市民・事業者・市が参画・連携・協働した地球温暖化対策の推進

②地産地消型の再生可能エネルギーの利用促進

③省エネルギー対策および環境配慮型ライフスタイル等の推進

④３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進による循環型社会の形成

⑤コンパクトなまちづくりの推進と利用しやすい公共交通ネットワーク等の充実

⑥地域資源の有効活用による自然環境の保全

■身近な取り組み例

・白熱電球からLEDランプ　に交換する

・冷蔵庫にものを詰め込みす　ぎない

・通勤や買い物の際にバスや　鉄道、自転車を利用する

WARM BIZ（ウォームビズ）

　市では、冬期の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温を20度に設定し、快適に過ごすライフスタイル「WARM BIZ（ウォームビズ）」を呼びかけています。

　電力による冷暖房を行う場合、室温設定の調節による省エネ効果は、夏よりも冬の方が大きい傾向にあります。暖房器具の室温設定を今までより下げることで、CO2削減効果と、電気代の節約につながります。

　「地球温暖化対策」をできることから始めましょう。

**平成31年度放課後児童クラブ利用児童を募集します**

**子育て支援課児童福祉係　23-6045**

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供します。

■利用期間

　平成31年4月1日～平成32年3月31日

■利用料

通年利用　月額3000円

緊急一時預かり　日額500円

長期休業期間のみ利用　夏季休業5000円、冬季休業（年末年始除く）1000円、学年始・学年末休業各1000円

■対象

　市内の小学校に在学し、昼間、就労などで保護者が家庭にいない児童

■申請期間

　11月1日～30日

■申請方法など

　各施設（左表の申請受付場所）、子育て支援課、各地域の就学時健診会場で配布する申請書類に必要事項を記入し、各施設へ申し込みしてください。初めて利用する場合は、申請時に利用児童を同伴してください。

現在利用中で、引き続き利用予定の児童も申請が必要です。

　決定通知は平成31年2月上旬ごろに発送します。

放課後児童クラブ一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 放課後児童クラブ名（実施施設） | 対象学区 | 申請受付場所（問い合わせ先） |
| 古川わかば放課後児童クラブ（古川中央児童館） | 古川第一小学校 | 古川中央児童館23-0430 |
| 古川なかよし放課後児童クラブ（古川東児童センター） | 古川第二小学校 | 古川東児童センター 23-1055 |
| 古川めだか放課後児童クラブ（古川南児童センター） | 古川第三小学校 | 古川南児童センター 22-3610 |
| （仮称）古川第2めだか、古川第3めだか放課後児童クラブ（古川第三小学校敷地内） |
| 古川あすなろ放課後児童クラブ（古川大宮児童センター） | 古川第四小学校 | 古川大宮児童センター 23-1120 |
| （仮称）古川第2あすなろ、古川第3あすなろ放課後児童クラブ（古川第四小学校敷地内） |
| 古川つくしんぼ、第2つくしんぼ放課後児童クラブ（古川稲葉児童センター） | 古川第五小学校 | 古川稲葉児童センター 24-8513 |
| 松山放課後児童クラブ（松山放課後児童クラブ室） | 松山小学校 | 松山総合支所市民福祉課 55-5020 |
| 三本木放課後児童クラブ（三本木児童交流センター） | 三本木小学校 | 三本木児童交流センター 52-2078 |
| 鹿島台放課後児童クラブ（鹿島台中央児童館） | 鹿島台小学校 | 鹿島台中央児童館 56-4672 |
| 岩出山放課後児童クラブ（岩出山小学校） | 岩出山小学校 | 岩出山総合支所市民福祉課  72-1214 |
| 鳴子放課後児童クラブ（鳴子小学校） | 鳴子小学校 | 鳴子放課後児童クラブ 82-2188 |
| 田尻放課後児童クラブ（田尻幼稚園） | 田尻小学校 | 田尻沼部放課後児童クラブ  39-3955 |
| 田尻沼部放課後児童クラブ（田尻保健センター） | 沼部小学校 |
| 田尻大貫放課後児童クラブ（大貫幼稚園） | 大貫小学校 |

**秋の火災予防運動が始まります**

**防災安全課消防担当　23-5144**

11月９日から15日まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

　これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えます。暖房器具を使用する機会も増えるため、火災予防に一層心がけ、火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

火災発生時の行動

①早く知らせる

　「火事だ」と大声を出して近所に助けを求め、小さな火でも119番に通報してください。

②早く消火する

　出火から2分以内が自分自身で消火できる目安です。水や消火器、水で濡らした毛布や座布団など、身近なもので消火できる場合があります。

③早く逃げる

　すぐに消火できなかった場合は、決して無理はせず、早めに逃げてください。逃げる際は、なるべく部屋の窓やドアを閉めて、新鮮な空気が入らないようにしてください。

火災予防の呼びかけ

　平成30年度大崎広域防火ポスターに、大崎管内の小学校から１７８点の応募があり、最優秀賞１点、優秀賞６点、優良賞６点が選ばれました。

　また、平成30年度大崎広域防火標語には、大崎管内の中学校から76作品の応募がありました。

　最優秀作品は、大崎管内の火災予防の広報などで使用されます。